

# 第4回京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 議 事 概 要

平成22年3月23日(火)  
14:00~15:00  
自動車会議所

## 1. 開会

## 2. 会長挨拶

石橋会長

- ・内閣府の3月「月例経済報告」の発表によると、景気は着実に持ち直してきているが、失業率が高水準にあるなど当面雇用情勢に厳しさが残るものの、個人消費の持ち直しや企業収益の改善が続くなか、緊急経済対策の効果を背景に景気の回復の兆しが少しずつ見え始めてきた。しかしながら、目で見え、肌で感じる景気感が期待されているが、まだまだ不安定な状況が続いていると言わざるを得ないのが正直なところではないか。
- ・タクシー事業におきましても、需要がさらに低迷し、苦しい経営環境が続いている。本協議会において、委員の皆様より御意見をいただき、一刻も早くタクシー事業者自身が事業の改善を図るために地域計画を策定したいと考えているので、御協力の程よろしくお願ひしたい。
- ・本日は、前回の第3回協議会でお示した地域計画(素案)に対する意見を踏まえ、事務局において検討、修正しました地域計画(案)を示させていただくこととしており、皆様方から忌憚のない意見等よろしくお願ひしたい。

## 3. 議事

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画案について  
事務局より、地域計画(案)について、資料1を説明

- |     |  |
|-----|--|
| 委 員 | ・P8の総合交通ネットワークの一員としての機能の向上について、交通計画や都市計画等の位置づけを得られるように記載されているが、前回の協議会で、「位置づけ」というのはやや踏み込みすぎではないかということで「調和が保たれる」などの表現にしたほうが良いのではないかと議論があったと思うが、そのような表現にしたほうが良いのではないか。  |
| 委 員 | ・今の部分に関連し、P20の都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけも同じように調和が保たれたと修正したほうが良いのではないか。<br>・P24の特定事業計画を進めるに当たっての留意すべき事項で、最後に必要な行動を推進するものとするあり、本協議会は様々な立場の委員が参画されていると思うが、本市としてはタクシー新法第7条にもあるとおり、推進するものとするを努めるものとするにほうが良いのではないか。<br>・P19にタクシープールの整備に向けた調整検討とあるが、直轄国道における駅前広場 |

	等の整備について、国との関係はどうなるのか。
会 長	・ P 8、 P 2 0、 P 2 4 の修正意見について、他の委員から意見を伺いたい。
委 員	・ 調和が入ると入らないのではどのような違いがあるのか。
委 員	・ 調和という表現にこだわるのではなく、都市計画への位置づけとなった時には都市計画決定をするという趣旨になり、都市計画審議会に諮る必要があるため、その代替案として調和という表現を提案した。 ・ 現行の都市計画マスタープランに鉄道、バスの役割の位置づけはあり、タクシーはないが、今後改定する際に総合交通ネットワークの一部として位置づけられることは考えられるのではないか。ただ、現時点で都市計画マスタープランを改定する予定はないと思われる。
委 員	・ 今後は鉄道・バスとセットで見えていただきたい。
委 員	・ 本市では、交通政策審議会においてタクシーは公共交通期間であると報告書にも明記しており、認識はしている。
事 務 局	・ 国道にタクシープールを設置する予定があるのか。
委 員	・ タクシープールをどこに設置するのは色々な可能性があるが、例えば道路に接した部分等の道路付属施設の一部としてや、国道に接続する駅前広場があった時には事業主体のなかに国が入ることも考えられるのではないか。
事 務 局	・ タクシープールが国道に付随するものとして設置をするような計画ができれば、協議会として要請することはできるのではないか。
委 員	・ 国道 4 0 9 号の表面整備については国が担当しており、京浜急行大師線の大師駅前広場は国道 4 0 9 号の駅前広場として整備が予定されているところ。
会 長	・ 地域計画案に対し、本日の委員の意見を反映し、修文した「地域計画」案を議決したい。 なお、本日欠席の委員からは、事前に合意する旨の確認を行っている。

#### 事務局より、地域計画の議決に関する説明

会 長	・ それでは、地域計画（案）を京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会の地域計画として策定の議決をしたいと思うが、委員の皆様のご承認をいただけるか。
各 委 員	・ 合意。

- |       |  |
|-------|--|
| 会 長   | ・ただいまの議決をもって、本案を全会一致で京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会の地域計画とする。  |
| 各 委 員 | ・賛同。   |
| 事 務 局 | ・本日議決された地域計画については、法第 9 条第 5 項の規定に基づき、3 月中を目途に協議会として会長名で、神奈川運輸支局及び神奈川県タクシー協会のホームページで公表したいと考えている。<br>・また、法第 10 条第 2 項の規定に基づき、実施主体とされた者以外の者に対して、当該地域計画に定められた事業の実施のために必要な協力を要請することとしたい。<br>・今後は、タクシー事業の現状について把握、分析を行うとともに地域計画に定められた目標の達成状況の検証・評価を行うことになるが、要綱第 5 条第 11 項において「協議会は、定期的を開催することとする。」となっており、地域計画作成後も定期的を開催する予定なので御協力の程お願いしたい。<br>・なお、次回開催については、今後の特定事業計画の進捗状況等を踏まえ、開催したい。 |
| 会 長   | ・委員の皆様には、大変示唆に富む貴重な御意見、活発な議論をいただき、まことにありがとうございました。本日いただいた御意見等については、私の方で責任をもって修正する。<br>・本協議会にて策定した地域計画に基づき、今後はタクシー業界が利用者に対するサービスの向上、利用者ニーズに即した事業の展開、労働条件の改善等に取り組む特定事業計画を作成し、認定を受け実施に移していくこととなるが、本法律及び本地域計画の主旨を十分に御理解の上、地域計画に定められた事業の推進に努めていただき、京浜交通圏のタクシー事業の適正化、活性化に向け取り組んでいただきたい   |

#### 4 . 閉会

(配布資料)

議事次第

委員名簿

配席図

資料 1 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画(案)